

●事業分担金

町で設置する浄化槽本体の工事費の一部として、事業分担金を申請者に負担していただきます。負担金額は下記金額を限度額とした工事費用の1割です。下記金額を超えた分は全額申請者の負担となります。

人 槽	限度額(予定)	町負担の上限
5人槽	837,000円	753,300円
7人槽	1,043,000円	938,700円
10人槽	1,375,000円	1,237,500円

(例)5人槽において浄化槽の本体工事費用が850,000円であった場合の申請者負担額
 工事費用850,000円－町負担の上限753,300円＝96,700円

※平成22年度においては、工事費が限度額を超えた件数は0件です。

●浄化槽の決め方

一般住宅用の浄化槽は、処理能力によって5人槽・7人槽・10人槽に区分されており、原則としては住宅の延床面積によって人槽が決まります。

●一般住宅の浄化槽人槽算定

住宅延床面積	人 槽	一日当たり処理水量
160㎡まで	5人槽	1.0㎡
160㎡を越えるもの	7人槽	1.4㎡
2世帯住宅（延床面積に関わらず）浴室・台所が2つあり、実際に独立した生活を送られている住宅	10人槽	2.0㎡

●浄化槽使用料

浄化槽の使用開始後は、保守点検や消毒薬品の補充、汚泥の引き抜き、清掃、法定検査など、法律で義務付けられた維持管理を町が行います。それらにかかる費用を浄化槽使用料として、条例に基づき右記のとおり毎月町に納めていただきます。

区 分		1ヶ月当たり		備 考
専用住宅	基本料金	1戸当たり	1,890円	
	人数割り	1人当たり	630円	
併用住宅	基本料金	1戸当たり	1,890円	
	人数割り	1人当たり	630円	世帯員+従業員
集会所	定 額		1,890円	

(例)専用住宅で4人家族の場合の毎月使用料金
基本料金1,890円+630円×4人=4,410円

●注意点

- ・浄化槽の本体工事は入札により町で行いますので、個人で浄化槽を設置したあとでの申請は受理できません。
- ・工事希望開始日の一箇月前には申請書を提出してください。
- ・平成23年度の受付期限は平成23年12月28日です。また、予算の都合により早期に受付を終了させていただく場合もありますのでご了承ください。

浄化槽市町村整備推進事業(個人設置型)

●事業内容

浄化槽の設置から維持管理まで、個人が主体となって行う「個人設置型」の浄化槽に対して、町が補助金を交付する事業です。

●事業の対象地区

農業集落排水の計画区域が対象となります。対象地区は、次の地区の一部もしくは全部です。
 (西仲、東仲、内深田、興野々、小倉、小西野々、小松、下大野、広見)

●補助金額(平成23年度(予定))

浄化槽区分	新築住宅	改築住宅
5人槽	166,000円	235,000円
7人槽	207,000円	293,000円
10人槽	274,000円	389,000円